

## 引上げ分の地方消費税市町村交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げる改正が行われ、それに伴う消費税市町村交付金の増収分については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。

（歳入）

・市町村交付金（社会保障財源化分） 282,206千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,593,601千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	672,904	470,236			48,228	154,440
	高齢者福祉事業	34,208	480		12,849	4,969	15,910
	児童福祉事業	1,017,781	706,291		57,296	60,490	193,704
	小計	1,724,893	1,177,007		70,145	113,686	364,055
社会保険	介護保険事業	294,773	12,586			67,151	215,036
	国民健康保険事業	189,090	103,213			20,436	65,441
	小計	483,863	115,799			87,587	280,477
保健衛生	高齢者医療事業	316,780	41,604			65,483	209,693
	疾病予防対策事業	68,065	614		2,525	15,450	49,476
	小計	384,845	42,218		2,525	80,933	259,169
合計		2,593,601	1,335,024		72,670	282,206	903,701

※地方交付税市町村交付金（社会保障財源化分）は各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。